

仙台白百合女子大学  
公的研究費等の不正使用防止計画

仙台白百合女子大学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
機関内の責任体系明確化	組織としての責任体系が曖昧であること、また責任者の交代により責任の所在が不明確になる。	随時、各責任者に対し責任体系の意識向上を図る。また、各責任者の異動の際は、引継等を明確に行い、責任意識の低下の防止を図る。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	公的研究費の使用ルールと事務処理手続きについての理解度が低い。	公的研究費の使用ルールと事務処理手続きについて、わかりやすいマニュアルを作成し周知する。
	決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確。	決裁手続きを簡素化し、責任の所在を明確化する。
	研究倫理のコンプライアンスに対する意識が希薄である。	研究者に対する研修会を開催し、意識の向上を図る。
研究費の適正な運営・管理活動	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。	事務担当者は随時、予算執行の状況を確認し、特定の時期に予算執行が偏らないよう研究者に伝達する。
	研究者が直接検収業務を行っている。	物品の検収業務は必ず事務担当者が行う。
	研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。	一定の取引がある業者には不正に関与しない旨の誓約書を提出させる。必要に応じて取引状況のチェックを行う。不正な取引を行った業者については、取引を停止する。
	旅費の執行状況が把握できていない。	出張申請は事前に出張計画、事後は日程や内容等を詳細に記した報告書を速やかに提出する。また、出張の事実が確認できる根拠資料として領収証等も提出する。予定が変更になった場合は出張後に報告する。
情報発信・共有化の推進	研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口がない。	事務手続・公的研究費の使用ルール等については庶務課、不正行為等の告発については事務局長を受付窓口とし、ホームページで学内外に公表する。
モニタリングの在り方	不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングを行っていない。	内部監査の実施にあたっては、監査マニュアルに基づき、必要書類に不備はないか、金額は一致しているか、証憑類は正当なものであるか等、9項目のチェックを行う。監査結果を不正防止計画の改善に活用する。

2018年6月20作成